2003年7月10日 日 本 銀 行 国 際 局

国際収支統計における旅行収支の計上方法の見直しについて

はじめに

財務省・日本銀行は、わが国の国際収支統計を作成するに当り、その基幹項目の一つである旅行収支について計上方法を見直すこととした。2003 年 1~3 月確報、5 月速報から、新しい計上方法による計数となっている。今回の見直しのポイントは、訪日外国人へのアンケート調査に基づき、外国人がわが国に持ち込む日本円(以下では、円貨と呼ぶ)等に関するデータを収集し、旅行収支の受取・支払双方に、わが国に持ち込んだ円貨やわが国から持ち出す円貨などを反映したことである。本稿では、見直しの背景、細目について解説する。

1. 見直しの背景 旅行収支・受取を中心に

旅行収支とは、IMF 国際収支マニュアル第 5 版において、「主として旅行者」が、ある経済圏における 1 年未満の訪問期間中に当該経済圏から取得した財貨およびサービスを計上する」と規定されている(旅行に伴う旅客運賃については輸送収支に計上される)。すなわち、わが国の国際収支統計における旅行収支・受取とは、訪日外国人がわが国滞在中に消費した財貨・サービスへの支出金額を表している。統計作成のためのデータソースとしては、国内小売店や宿泊施設などの財貨やサービスを提供する業者等から直接データを収集することが困難なため、従来、訪日外国人を対象としたパックツアー等の旅行代金(以下 A とする)²、わが国

1 同マニュアルでは、旅行者について、居住者でない経済圏への滞在期間が1年未満の個人と定義しており、また、留学生および医療患者については滞在期間にかかわらず、全ての支出を旅行収支に含めることとなっている。但しわが国では、滞在期間が1年未満の個人の人数が補足できるデータがないほか、留学生、医療患者についても、人数と消費活動の実態を表す計数の両方ないしいずれかが存在しない。このため、わが国の旅行収支には、統計が整備されている滞在期間1年以内の訪日外国人、出国日本人の支出を計上する。

^{2 「}外国為替及び外国貿易法」第55条の1(支払等の報告)に基づく報告書(「外国為替の

でのクレジットカード利用額(以下 B とする)³、 わが国における訪日外国人による外貨から円貨への両替額(以下 C とする)⁴を用いて統計を作成してきた。

このうち C の両替額は、訪日外国人が現金を使って消費する場合の消費額を把握するための項目である。だが実際には、日本人旅行者が多いアジアからの入国者を中心に、海外に退蔵されている円貨をわが国に持ち込んだり、日本国内に設置されたキャッシュディスペンサーやATMから円貨を引き出して消費に充てる事例が多くなってきているとみられる。従来の計上方法では、こうした部分は把握できていなかった。因みに、2002 年中の旅行収支を基に計算した訪日外国人一人当りの消費額は 10 万 2 千円であり、出国日本人一人当りの消費額(20 万 4 千円)の半分に止まっている。両者の平均滞在日数がほぼ同じであり。また宿泊費をはじめ、わが国における旅行滞在費が諸外国に比べて安価な水準にない。ことを考えると、上記の一人当り消費額の格差は実態を反映しなくなっている可能性が高い。

なお、以上を図示すると次葉図 1 のようになる。すなわち、従来の旅行収支・受取計上額は図の A + B + C の部分であるが、さらに精緻な計数を計上するためには、(A + B + C)に、D 外国人が日本に持ち込んだ円貨と、E 日本国内のキャッシュディスペンサー・ATM からの引き出し等で得た円貨などから、日本国内で使い残した円貨(G 外貨への両替額、H 持ち出し円貨)を差し引いた額 X (= D + E + F - G - H)を加算することが望ましい。

取引等の報告に関する省令」<以下では報告省令と呼ぶ>別紙様式第1~4「支払等報告書」) により、旅行代理店等が報告。

③ 上記の報告省令別紙様式第1~4「支払等報告書」により、クレジットカード会社が報告。

⁴ 報告省令別紙様式第 29「外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書」及び同第 44「外国通貨又は旅行小切手の買入れ等に関する報告書」により金融機関が報告。

⁵ 平均滞在日数は、訪日外国人が8.5日、出国日本人が8.7日(いずれも2001年。出所:訪日外国人は国際観光振興会、出国日本人はツーリズムマーケティング研究所)。

⁶ 例えば「消費財・消費者向けサービスに係る内外価格調査」(経済産業省 2002年)における東京の内外価格差(消費財と消費者向けサービスを総合)をみると、対ニューヨークで1.15倍、対シンガポールで1.67倍となっている。

図1 旅行収支・受取の概念図

従来の計上額	A 旅行会社を経由する旅行代金 B クレジットカード利用額 C 円貨への両替額	、
D 持込円貨(+)		消費額
E 日本国内での CD・ATM から	X	
の引出円貨(+)		
F 旅費に充てた日本国内での収	G 円から外貨への両替額(-)	
入(+)	H 持出円貨(-)	

訪日外国人が持ち込む円貨は、出国日本人が海外における消費活動に際して使用したものか、訪日外国人が使い残して自国に持ち帰ったもののいずれかであると考えられる⁷。従来の旅行収支・支払の計上方法⁸では、出国日本人が海外で使用した円貨のうち、金融機関を経由してわが国に還流する円貨⁹は統計に反映されていたが、訪日外国人の手を介して国内に還流する円貨は報告がなく統計に反映されていなかった。したがって、旅行収支・支払においても統計をより正確に作成するために、従来の計上額に後者に相当する円貨を加算することが望まれていた。

2. 訪日外国人に対するアンケート

こうした状況の下で、2002 年度財務省委託調査の一環として実施した訪日外国人に対するアンケート¹⁰の結果、図 1 における D から H に該当する金額が判明し、それらを加除することにより X が算出できることとなった。これにより、旅行収支の受取、支払双方の一層精緻な計上が可能となった。

⁷ 海外での円貨への需要に応じて金融機関等が円貨自体を輸出するといったことは行われていないため。

⁸ 日本人によるパックツアー等代金、クレジットカード利用額、国内での外貨・トラベラー ズチェックの購入額(持帰り額を除く) 金融機関経由の円札還流額の4項目を合計する。

⁹ 金融機関を経由して還流してくる円貨については、報告省令別紙様式第30「本邦通貨の輸入実績に関する報告書」に基づいて集計。

¹⁰ みずほ総合研究所が実施。2002 年 11 月から 12 月にかけて、訪日外国人 8,539 人に対して属性、消費額等を聴取(有効回答は 8,279 人)。

アンケート結果を用いて試算すると、図 2 に示す通り、訪日外国人の一人当り消費額(旅行収支・受取)は25万2千円となる。一方、同様に当該アンケートの結果を織り込んだ出国日本人の一人当り消費額(旅行収支・支払)¹¹は23万7千円であり、旅行収支・受取、支払双方の一人当り金額はほぼ同水準となる。これは、前述の通り訪日外国人と出国日本人の平均滞在日数がほぼ同じであることなどを踏まえれば妥当な水準と思われる。

図2アンケート結果を用いた訪日外国人一人当り消費額(旅行収支・受取)

		A + B + C =			101,843 円	
D	156,714 円	V			150 051 FB	消費額
Е	11,604 円	X	=		150,251 円	252,094 円
F	618 円	G		-	1,828 円	
		Н		-	16,857 円	

X = D+E+F-G-H 消費額 = A+B+C+X

- A 旅行会社を経由する旅行代金
- B クレジットカード利用額
- C 円貨への両替額
- D 持込円貨
- E 日本国内での CD・ATM からの引出円貨
- F 旅費に充てた日本国内での収入
- G 円から外貨への両替額
- H 持出円貨

2002 年の旅行収支・受取を基に計算

アンケート結果 (一人当り平均値)

3. 計上方法の見直し

以下では、旅行収支・受取、支払の順に、具体的な計上方法の見直しの内容を 解説する。

¹¹ 具体的には、従来の計上方法に基づく集計値に、図 2 における「D-H」の値を加える。 考え方については後述。

(1) 受取の計上方法

受取については、従来の計上方法による集計値(図1、2のA+B+C)に、以下の計算式1で求めた値を加算する。

計算式1

一人当たり平均値 (D+E+F-G-H)(注1) x 当月入国外国人数 (短期滞在者)(注2)

- (注1)アンケート結果(一人当り平均値)を利用。
 - D 持込円貨
 - E 日本国内での CD・ATM からの引出円貨
 - F 旅費に充てた日本国内での収入
 - G 円から外貨への両替額
 - H 持出円貨
- (注2) 国際収支統計の速報値の作成時点では、当月の入国外国人総数の速報値¹²は入 手できるが、1年以内の短期滞在者数は把握できない。そこで、当月入国外国 人数(短期滞在者)は、前年の入国外国人数における1年以内の短期滞在者¹³ の比率を用いて推計する。

1年以内の短期滞在者(前年)

当月入国外国人数(全体·速報) ×

年間入国外国人総数(前年)

なお、国際収支統計の確報の集計時点では、公表データが間に合う限り当月 入国外国人数の確報値(法務省統計。短期滞在者数)を用いる。但し、1年以 内の短期滞在者数の月次統計はないため、上記と同様に、前年の短期滞在者総 数のうち、1年以内の短期滞在者の占める割合を掛け合わせる。

¹² 計上の際、人数を把握するためのデータとしては、基本的に「短期滞在者」の区分がある 法務省統計を用いる。但し、国際収支統計の速報値作成時点では同統計が未公表であるため、 国際観光振興会(JNTO)公表の当月入国外国人数(速報)に対して、前年同月におけるJNTO 計数と法務省統計計数との比率を乗じることで、「当月入国外国人総数」を把握する。

¹³ 脚注 1 を参照。入国外国人のうち、1 年以内短期滞在者数を把握するためのデータソースは、毎年 6 月に法務省より公表される出入国管理統計年報に限られる。計算の際に用いる年間の各数値は同年報を受けて毎年更新する(後述の支払の計上方法においても同様)。

1年以内の短期滞在者(前年)

当月入国外国人(短期滞在者·確報)×

年間出国外国人短期滞在者総数(前年)

(2) 支払への計上方法

支払については、従来の計上方法(脚注8参照)による集計値に、以下の計算式2で求めた値を加算する。すなわち、 はじめに今回のアンケート結果に基づいて訪日外国人が持ち込む円貨の年間総額を算出し(計算式2の中括弧中の分子) これを年間出国日本人・短期滞在者数で除すことで、出国日本人の円貨使用額(訪日外国人の手を介して日本に還流する分)の平均額を計算、 その上で、当月出国日本人数(短期滞在者)を掛け合わせる。

計算式 2

一人当り平均値 (D-H)^(注1)×年間出国外国人短期滞在者数 (前年)^(注2)

年間出国日本人短期滞在者数(前年)(注3)

- × 当月出国日本人数(短期滞在者)(注4)
- (注1) アンケート結果(一人当り平均値)を利用。
 - D 持込円貨
 - H 持出円貨
- (注2) 1年以内短期滞在者数。
- (注3) 帰国日本人数における1年以内短期滞在者数。
- (注4) 国際収支統計の速報値の集計時点では、当月出国日本人数の速報値と、前年 の短期滞在者比率を用いて1年以内の者を計算する(下式参照)。なお、国 際収支統計の確報の集計時点では、当月出国日本人数につき確報値を用いる。

1年以内の短期滞在者(前年)

当月出国日本人数(全体) ×

年間帰国日本人総数(前年)

4. 新旧の計上方法による旅行収支の比較

新旧の計上方法に基づく旅行収支を比較すると図3の通り。すなわち、2003年1~3月(確報)、2003年5月(速報)のいずれにおいても、ネットの旅行収支は、受取、支払の加算額がほぼ同規模となるため、大きな変化はみられないが、これまで計上漏れとなっていた項目を反映することによって、双方のグロス計数は従来の計上方法を採用した場合に比べて大幅に増加している。

図3新旧計上方法による旅行収支の比較

(単位:億円)

	2003年1~3月(確報)		
	従来の計上方法	見直し後	新旧倍率
	(a)	(公表值)(b)	(b) / (a)
受 取	956	2,442	2.6 倍
支 払	7,710	8,924	1.2 倍
旅行収支(受取-支払)	- 6,754	- 6,482	-

(単位:億円)

		20	003年5月(速報)
		従来の計上方法	見直し後	新旧倍率
		(a)	(公表值)(b)	(b) / (a)
	受 取	283	644	2.3 倍
	支 払	1,666	1,875	1.1 倍
	旅行収支(受取 - 支払)	- 1,383	- 1,231	-

おわりに

以上に述べた通り、今回の計上方法の見直しは、訪日外国人がわが国に持ち込む円貨額等のデータを利用して、旅行収支の受取・支払双方の統計をより精緻に計上するものである。もっとも、この方法では、今次調査において判明した訪日外国人の一人当たり持ち込み円貨等を固定値として用いているが、当該金額については、必ずしも長期にわたって安定的とは限らず、旅行者の所得や日本の物価、

為替レート等のほか、クレジットカードの普及状況などにより変化し得る。こうした点を踏まえ、財務省・日本銀行では、今後も定期的にアンケート調査を実施し、訪日外国人の一人当り消費関連計数等を検証の上必要に応じて修正するほか、旅行者の消費動向をより正確に反映できるよう、旅行収支の計上方法につき引き続き検討し、国際収支統計の改善・充実に努めていく方針である。

以上